

いつもお世話になっております。アルファ・コンサルティングの小島です。

今回のメルマガでは、2020年4月から廃止となる雇用保険料の免除についてとり上げました。64歳以上の従業員を雇用している場合は、ぜひ、チェックしてください。



## | 1. 産前産後休業期間中の年次有給休暇の取得と社会保険料免除の取扱い



「会話形式で楽しく学ぶ人事労務管理の基礎講座」今月のテーマは「産前産後休業期間中の年次有給休暇の取得と社会保険料免除の取扱い」です。ぜひ、ご覧ください。

[http://www.alphaco.jp/g\\_and\\_a\\_6170.html](http://www.alphaco.jp/g_and_a_6170.html)



## | 2. 2020年4月から廃止となる雇用保険料の免除



2016年に雇用保険法が改正され、2017年1月1日より、それまで雇用保険の適用除外となっていた65歳以上の従業員も、雇用保険の適用対象となりました（雇用保険の適用拡大）。そして、2020年4月1日からは、雇用保険料の免除に関して変更が行われます。

このニュースの続きはこちら⇒ [http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_6169.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_6169.html)



## | 3. 障害者雇用 雇用人数・実雇用率ともに過去最高を更新



現在、民間企業の障害者の法定雇用率は2.2%ですが、2021年4月までには2.3%へ引き上げられることが、すでに決まっています。そのため、今後、これまで以上に障害者雇用の促進に向けた企業の動きが活発になるでしょう。そこで、今回は、先日公表された「令和元年 障害者雇用状況の集計結果」の中から、実際の障害者雇用状況を確認しましょう。

[http://www.alphaco.jp/news\\_contents\\_6167.html](http://www.alphaco.jp/news_contents_6167.html)



## | 4. おすすめ書式：36協定届特別条項あり版[2019年4月1日改正版]



2019年4月より36協定届の様式が変更となり、中小企業の区分に該当する場合は、2020年4月1日以後の期間のみを定めたものから、この新しい様式で作成する必要があります。

[http://www.alphaco.jp/format\\_2.html](http://www.alphaco.jp/format_2.html)

発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒101-0065 東京都千代田区西神田 1-3-6 UETAKEビル5階 TEL:03-6811-0570

発行人：小島史明 [kojima@alphabenefit.com](mailto:kojima@alphabenefit.com) ホームページ：<https://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。